

政治活動用事務所の立札・看板の類に係る証票について

1 証票による表示を必要とする公職の候補者等又は後援会団体の政治活動用事務所の立札・看板の類（以下「看板等」という。）について（公職選挙法143条第16項）

（1）証票の交付件数

交付対象	市議会議員	市長
公職の候補者等	6枚	6枚
同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて	6枚	6枚

公職選挙法施行令第110条の5第1項

（2）看板等は、当該公職の候補者等又は当該候補者等に係る後援団体の政治活動用事務所（以下「事務所」という。）ごとに、その場所において通じて2枚を超えて掲示することはできません。

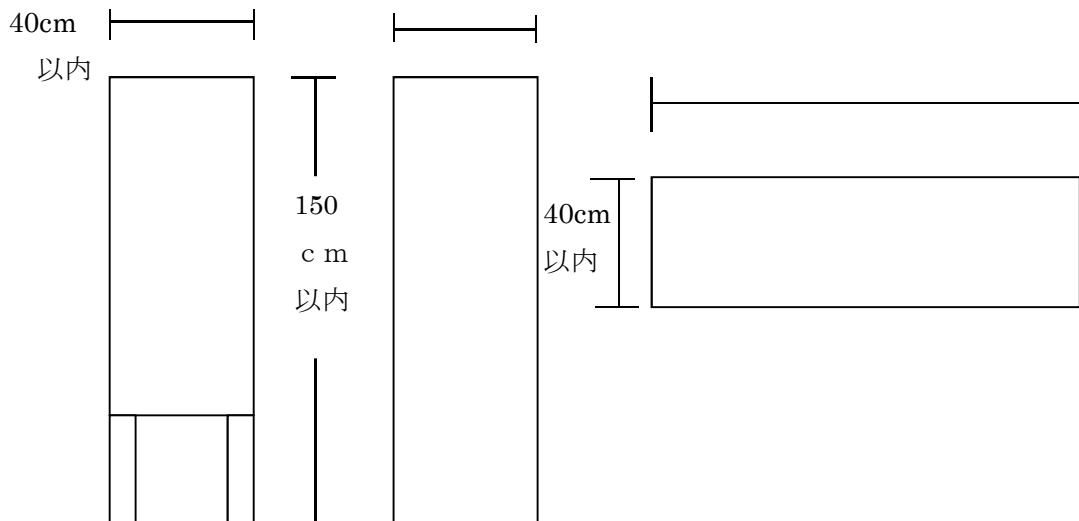
（3）看板等は、政治活動のために使用するものですから、それに選挙運動にわたる事項を記載することはできません。

（4）看板等は、事務所の所在地において使用するものに限られますので、事務所の実態のない場所に掲示できません。

※ 看板等は人が訪ねてきたときに対応できる場所に設置してください。空き家等は事務所の要件を備えていないと判断されます。

（5）看板等の大きさは、縦150cm以内、横40cm以内でなければなりません。

（なお、看板等に「足」をつける場合は、その「足」も規格に含まれます。）



2 政治活動用事務所証票（以下「証票」という。）の取扱いについて

（1）証票は、裏面を接着処理していますので、裏紙をはがして看板等にそのまま接着することができます。なお、盗難防止等のため、併せて四隅をしっかりと固定する方が安全です。

（2）証票は、看板等の公衆の見やすいところに表示してください。

3 看板等の掲示場所等を異動した場合の届出

証票交付申請書に記載した掲示場所等を異動した場合には、別途定められた様式によりその旨速やかに佐伯市選挙管理委員会に届け出てください。

4 証票の再交付について

証票が汚損若しくは破損したため使用できなくなったとき又は紛失若しくは盗難にあったときは、再交付の申請をしてください。なお、紛失（盗難）の場合は、所轄警察署に対して紛失届出（被害届）の提出が必要です。

5 証票の返還について

証票は、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、速やかに返還してください。

- （1）看板等の掲示をやめたとき。
- （2）証票の交付に係る選挙の種類を変更したとき。
- （3）公職の候補者等又は後援団体でなくなったとき。

6 その他

（1）証票の有効期限について

佐伯市選挙管理委員会の交付する証票の有効期限は、令和11年5月末日です。

（2）後援団体用の証票交付について

後援団体用の証票交付申請については、「政治団体設立届」を大分県選挙管理委員会（大分県南部振興局でも届出可能）に届出済みであることを要します。

初めて申請する場合は、申請時に「政治団体設立届」の写しが必要です。

ご不明な点は、佐伯市選挙管理委員会（TEL0972-22-3623）まで